

2026 年 7 月 16 日

厚生労働大臣

上野 賢一郎 先生御机下



一般社団法人ワクチン問題研究会
業務執行理事 児玉 慎一郎
業務執行理事 藤沢 明徳
代表理事 福島 雅典

mRNA ワクチン接種後健康被害の実態把握及び被害者全面救済、 国費執行の透明性と説明責任の履行を求める要望書

平素より、我が国の公衆衛生および社会保障行政の推進にご尽力されていることと存じます。

ご高承のとおり、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の予防を目的として、2021 年 2 月 14 日に特例承認された Messenger RNA 脂質ナノ粒子製剤(以下「mRNA ワクチン」)は、国策として全国的に接種が推進され、国民の 80%以上が少なくとも 2 回以上接種を受け、65 歳以上の高齢者については約 80%が 4 回以上接種を受けたとされています。

一方、mRNA ワクチン接種後の健康被害について、予防接種後副反応疑い報告に基づく医療機関からの自発報告件数は総数 67,000 件以上(別添資料 1)、そのうち重篤症例は 9,325 件以上(2024 年 8 月 4 日報告分)、死亡症例は 2,314 件(2025 年 12 月 31 日報告分)に上ることを把握しております。

また、予防接種健康被害救済制度における申請件数は、2026 年 7 月 13 日現在、15,481 件、そのうち認定 9,487 件、死亡事例に関する申請件数 2,004 件、認定 1,076 件となっております。さらに、障害年金については 1,143 件の申請のうち、223 件の認定にとどまっており、健康被害に遭われた多くの患者さんが未だ十分な救済に至っていない深刻な実態があります。

これらの認定件数は、過去 45 年間の国内全ワクチンの健康被害認定件数をわずかに数年で大きく上回るものであり、公衆衛生上、かつてない深刻な事態が発生したものとみなざるを得ません。

実際の診療現場では、mRNA ワクチン接種後に「筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群(ME/CFS)」の診断基準に適合する症例を含め、慢性疲労、認知機能障害、自律神経症状等により、就労不能や寝たきりとなるなど、年齢を問わず日常生活に重大な支障をきたし、長期療養を余儀なくされている重篤な患者さんが現在も多数、継続的に受診されています。健康状態の悪化により申請書や被害届の提出すら困難な患者さんや、医療機関からの自発報告から漏れている症例も多数存在していると考えられ、現在公表されている数字は被害の全体像の一部にすぎず、氷山の一角である可能性が否定できません。

こうした現状を踏まえ、現行の予防接種健康被害救済制度の枠組みでは救済が十分に追いついていない mRNA ワクチン接種後健康被害の深刻な実態に鑑み、私どもワクチン問題研究会は、本年 4 月 16 日に開催した記者会見において、「mRNA ワクチン接種後健康被害の実態把握及び被害者全面救済」の実現を目的とする全国署名活動を開始いたしました。本署名活動は 2026 年 7 月 12 日に終了し、オンライン及び直筆による署名を合わせて総数 35,123 筆のご署名をいただきました(別紙資料 1)。このように、mRNA ワクチン接種後健康被害を受けた方々の救済を求める国民の理解と賛同は着実に広がり、その実現を求める声は今や社会に広く共有された切実な願いとなっています。

さらに、私どもワクチン問題研究会は、学術団体として展開してまいりました署名活動と併せて、「mRNA ワクチン接種後健康被害の実態把握と被害者全面救済」に関する請願を衆議院及び参議院へ提出し、本会期中に両院厚生労働委員会に付託の上、審査される予定です。(別紙資料 2.3)

本請願は、日本国憲法第 13 条に保障された「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」、ならびに第 25

条に保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を踏まえ、国が社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めるべき憲法上の責務を誠実に履行することを求めるものです。

このような前例のない規模の健康被害を生む深刻な事態に至っておりますが、去る 2022 年 4 月 6 日、当研究会の支持母体である「全国有志医師の会」は、「現行の mRNA ワクチン接種の即時中止と人権侵害をきたす感染症対策の是正」を求める請願書を、衆議院を通じて国会へ提出いたしました(別紙資料 4)。残念ながら採択には至りませんでしたが、同会は科学的根拠に基づいて健康被害を招く危険性をいち早く指摘し、mRNA ワクチンの安全性に対する懸念の表明とともに、接種事業の即時中止を求めておりました。

また、当研究会はこれまで、一連の健康被害が生じた根本的な原因究明を進めてまいりました。その結果、被害発生の背景にはレギュラトリーサイエンス(規制科学)実践上の重大な欠陥が存在すると結論づけ、その事実と論点を全世界の医師・科学者・政策決定者と共有すべく、2025 年 8 月 26 日付で査読付き英文学術専門誌に論文を出版発表いたしました。本論文では、世界初の mRNA ワクチンが実質的に「遺伝子導入製剤」であるにもかかわらず、行政分類上は従来の「ワクチン」として取り扱われ、遺伝子製剤に本来求められるべき審査基準が適用されないまま承認された問題や、市販後のファーマコビジランス(医薬品安全性監視体制)が適正に機能しなかった問題等の構造的課題を指摘しております。

さらに同年 9 月 18 日には、「mRNA ワクチン(Messenger RNA 脂質ナノ粒子製剤)の承認取消および市場回収」を求める記者会見を開催いたしました。併せて、本論文での指摘事項を要望書として取りまとめ、厚生労働大臣ならびに独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)理事長宛に提出いたしました(別紙資料 5)。

このような被害が拡大した背景には、非臨床安全性データが極めて限定的であるにもかかわらず承認がなされ、長期的な安全性が未解明の状態での国民に対する多数回の推奨・接種が実施された経緯があります。さらに、接種開始直後から接種後の死亡事例を含む重大な有害事象が医療機関から厚生労働省へ相次いで報告されていたにもかかわらず、国民および医療従事者に対する迅速かつ適切な注意喚起や安全措置が講じられなかった事実は、国民の生命・健康を守るべき行政の責務および公共の福祉の観点から看過し得ない、重大な不作為であると判断せざるを得ません。

そして、救済を必要とする深刻な健康被害が多数報告されている現状において、mRNA ワクチン接種事業に投入された巨額の国費に関する透明性及び説明責任は決して看過できない問題です。

内閣府の公表資料(別添資料 2)によると、令和元年度から 4 年度までの新型コロナウイルス感染症対策に充当された予算総額は 100 兆円を超え、実際の執行額は 91.5 兆円に上り、そのうち厚生労働省が執行した額は全省庁の中で最大規模の約 27.4 兆円に達するとされております。

新型コロナワクチン接種事業については、令和 2 年度から 3 年度における会計検査院の報告により、約 4 兆 2,026 億円の国費が投じられていることが確認されております。(別紙資料 6)

会計検査院は、厚生労働省が約 8 億 8,200 万回分のワクチンを確保する際に作成した資料について、数量の算定根拠が十分に記載されておらず、客観的に検証可能な資料が存在しなかったと報告しております。このような算定根拠の不明確さが指摘される一方で、購入された約 2 億 4,415 万回分以上のワクチンが廃棄され、その損失総額は約 6,653 億円という甚大な額に上ります。(別添資料 3)

翻って、ワクチン接種後に死亡認定された 1,069 名への補償額は、葬祭料 22.2 万円を含め死亡一時金 1 人当たり最大 4,950 万円として試算した場合の総額は約 531 億 5,281 万円です。国はその他の給付を含め、mRNA ワクチン接種後の健康被害救済にこれまでどれだけの費用を計上し、今後どれだけの費用を要する見込みであるか、国民に対し明確に説明する義務を負っております。それにもかかわらず、巨額の国費が投じられている現状において、健康被害者に対する実態把握はもとより、適切な医療提供体制が十分とは言えない現状は、速やかに是正されるべきであります。

国民に対してワクチン接種を国策として推奨し実施した国が、施策の結果生じた重篤な健康被害の正確な実

態把握を怠り、救済を限定し続ける現状は、国家賠償法上の責任を含む法的・道義的責務の重大な放棄であり、行政的不作為として看過できるものではありません。

つきましては、以下について直ちに適切な対応を講じられるよう要望いたします。

【要望事項】

1. 全国規模の体系的網羅的健康被害実態調査の実施

mRNA ワクチン接種後健康被害（遷延症状を含む）に関し、独立した専門家委員会による全国規模の科学的かつ臨牀的な調査を速やかに実施し、その結果を、透明性をもって公表すること。

2. mRNA ワクチン接種後健康被害に関する情報の周知徹底及び情報公開の推進

mRNA ワクチン接種後健康被害に関する情報について、新聞、テレビ等のマスコミ、自治体、日本医師会および各都道府県等衛生主管部(局)を通じて広く周知するとともに、国民及び医療従事者に対する適切な情報提供並びに十分な情報公開を推進すること。

3. 専門的医療提供体制の整備及び医療支援の拡充

mRNA ワクチン接種後健康被害を受けた方々が適時に適切な医療を受けられるよう、長期的なフォローアップ体制を含む専門的医療提供体制の整備と、医療費等の支援拡充を図ること。

4. 健康被害救済制度による審査基準の透明化と迅速化にかかる抜本的見直し

審査基準の透明化および迅速化を図り、申請者に対する公正かつ速やかな救済を実現すること。現在の申請から認定までの長期化および極端に低い障害年金の認定率は、予防接種法第 15 条が規定する「健康被害の救済」という立法の趣旨を形骸化させるものであり、ただちに運用を抜本的に是正すること。

5. 国費執行の透明性の確保及び説明責任の履行

会計検査院が指摘した費目の算定根拠を明確にし、今後の救済費用の推計を含めて国民へ包括的な説明を果たした上で、その結果を国会に報告すること。

日本国憲法第 83 条が定める財政民主主義の原則、および財政法第 46 条に基づく国民への説明責任に照らし、4 兆円を超える関連予算の執行内容と、会計検査院の指摘を経てもなお明確にされていない廃棄による巨額損失の経緯を公開し、行政機関としての透明性および説明責任（アカウンタビリティ）を完全に履行すること。

mRNA ワクチン接種事業は、国の推奨のもとで多くの国民が接種を受けた極めて重要な公衆衛生施策であり、これは医療上の問題のみならず、巨額の国費を投じて実施された国家的事業でもあります。その結果として生じた健康被害について、実態把握および適切な救済、ならびに国費執行に関する透明性の確保と説明責任の履行は、いずれも先送りが許されない国として果たすべき課題であり責務です。

2021 年 2 月の医療従事者への先行接種開始から 5 年が経過した現在においても、mRNA ワクチン接種後に健康被害に遭われた多くの患者さんが、適切な診断・治療・補償を受けられない状況は依然として続いております。私どもワクチン問題研究会は、設立以来 3 年間にわたり学術的検証とともに研究活動を継続してまいりましたが、今後も被害者全面救済を最優先事項として、本問題の抜本的な解決に向けて研究活動を続けてまいります。

厚生労働大臣におかれましては、mRNA ワクチン接種後の健康被害の実態および深刻な医療状況を真摯にご認識いただき、国民の生命と健康、ならびに公共の福祉の確保のため、要望事項につきまして迅速かつ適切なご対応を賜いますようお願い申し上げます。

以上

【別添資料】

1. 厚生労働大臣会見概要(令和 8 年 2 月 20 日)
https://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000194708_00898.html
2. 内閣感染症危機管理統括庁「新型コロナウイルス感染症対策関連予算の執行状況等について」(令和 6 年 7 月 2 日)
https://www.caicm.go.jp/citizen/corona/survey/files/covid_budget_report.pdf
3. 第 213 回国会 衆院決算行政監視委員会 第 2 号 厚労省政府参考人説明(令和 6 年 4 月 15 日)
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/005821320240415002.htm

別添資料リンク用 QR コード



【別紙資料】

1. 一般社団法人ワクチン問題研究会「全国署名活動 署名者名簿」(令和 8 年 7 月 16 日)
2. 一般社団法人ワクチン問題研究会 衆議院請願「mRNA ワクチン接種後健康被害の実態把握と被害者全面救済に関する請願」(令和 8 年 7 月 3 日)
3. 一般社団法人ワクチン問題研究会 参議院請願「mRNA ワクチン接種後健康被害の実態把握と被害者全面救済に関する請願」(令和 8 年 7 月 3 日)
4. 全国有志医師の会「現行の mRNA ワクチン接種の即時中止と人権侵害をきたす感染症対策の是正を求める請願書」(令和 4 年 4 月 11 日)
5. 臨床評価 別刷 Vol.54, No.1 2026「感染症遺伝子ワクチンに関するレギュラトリーサイエンス関連論文集」(令和 8 年 6 月 10 日)
6. 会計検査院報告概要資料「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等について」(令和 3 年 5 月)